

## International tax alert

インターナショナル タックス アラート

# 日本 - 香港租税協定

### Contents

1. 租税協定の機能
  - (1) 短期滞在者免税(183日ルール)
  - (2) 事業所得への課税
2. 投資所得、譲渡収益に対する税率
3. 租税回避行為の防止規定の導入
4. 租税協定が日本企業に与える影響

2010年11月9日に、日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府(以下、「香港」との間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定」(以下、「本協定」)の署名が行われました。日本と香港との間では、これまで租税協定は存在せず、本協定は新たに締結するものです。本協定では、国際的な二重課税を調整するため、日本と香港において課税できる範囲が明確にされるとともに、両者間で生じた課税に関する問題を解決することができるよう仲裁手続きを含めた税務当局間の相互協議規定が設けられています。

本協定では、投資先における投資所得(配当、利子及び使用料)に対する源泉税率を軽減する一方で、協定の濫用を防止するための規定(減免の制限)や匿名組合契約に係る所得に対して日本で源泉課税できる規定が設けられています。

本協定は、日本と香港の双方においてそれぞれの内部手続(日本においては国会承認)を経た後、両者は相手に内部手続きが完了したことを通告することとされており、遅い方の通告があった日の翌日から30日目に効力が生じます。日本においては効力が生じた年の翌年の1月1日(香港においては翌年の4月1日)以後から本協定が適用されます。

本号では、本協定の概要を説明するとともに、本協定の適用による香港を介した投資への影響について解説いたします。

# 1. 租税協定の機能

日本と香港との間では、これまで租税協定は存在しなかったため、本協定により、日本と香港において課税できる範囲が明確に限定・制限され、両者間の二重課税が減少すると考えます。そのため、本協定の締結は、日本又は香港での経済・投資活動について課税に対する安定性を与えるものと考えられます。ここでは、両者にまたがる活動についての主な二重課税の問題と本協定による調整について説明します。

## (1) 短期滞在者免税(183日ルール)

一般に、給与所得についてはその勤務が実際に行われた場所において課税されますが、勤務地国で課税されると、勤務者の居住地国でも同一の給与所得に対して課税されることになるため、国際間の二重課税が頻繁に発生する可能性があります。本協定が締結されたことにより、日本と香港において給与所得の課税範囲が明確に限定されました。

例えば、これまでは香港本社に勤務する者(非居住者)が香港法人の日本支店に数ヶ月派遣されることになった場合、その者に対する給与の支払いが香港本社から直接行われる場合であっても、その給与に対し日本の国内法で20%の源泉所得税が課されていました。

しかし、本協定により、勤務地(日本)の滞在期間が183日以内で、その給与が勤務地(日本)から支払われておらず、勤務地内に有する支店(香港の日本支店)によって負担されるものでない場合には、勤務地(日本)での源泉所得税は免税とされます。

## (2) 事業所得への課税

日本の国内法では総合主義を採用しているため、租税条約をもたない外国法人が日本に恒久的施設(支店や代理人等)を有する場合、その恒久的施設に係る事業所得のみならず、その恒久的施設に帰属しない投資所得も含めて国内源泉所得のすべてが日本で課税されます。例えば、日本に支店をもつ香港法人が日本企業からロイヤリティー(使用料)を直接受け取る場合でも、原則としてそのロイヤリティーに対しても日本の法人税が通常の税率で課税されていました。

しかし、本協定により、事業所得については、企業が進出先に支店を設けて事業活動を行っている場合、その支店の行う事業活動によって取得する所得に限定して、進出先において課税が行われることとなりました(帰属主義)。そのため、上記の例では、香港法人のロイヤリティー収入が日本支店の事業となら関係がない場合は、5%の源泉徴収(租税協定の適用後の税率)で課税が完結することになります。

## 2. 投資所得、譲渡収益に対する税率

本協定は、両者間の投資の促進のために、投資所得(配当・利子・使用料)に対する源泉税率を図表1のように軽減又は免除するとともに、租税回避行為防止規定(減免の制限)を設けています。また、本協定では、不動産関連株式や破綻金融機関の株式の譲渡収益については源泉地において課税することができるものとされています。

(図表1) 投資所得、譲渡収益に対する税率と租税回避行為防止規定の導入

|              | 受益者/所得の内容  | 税率                | 減免の制限 |
|--------------|--|-------------------|-------|
| 配当           | 配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする6カ月の期間を通じ、配当支払法人の議決権付株式の10%以上を直接又は間接に所有する法人   | 5%                | 有     |
|              | 上記以外及び<br>日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人(特定目的会社や投資法人等)によって支払われる配当を受領する場合                               | 10%               | 有     |
| 利子           | (a) 締約者の政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、政府が所有する機関<br>(b) 締約者の居住者であって、当該利子が(a)によって保証された債権、保険の引受けが行われた債権又は間接融資に係る債権に関して支払われる場合 | 0%                | 無     |
|              | 上記以外   | 10%               | 有     |
| 使用料          | 全て   | 5%                | 有     |
| 譲渡収益<br>(株式) | 不動産関連株式<br>(資産価値の50%以上が他方の締約者内に存在する不動産又は不動産関連株式で構成される法人の株式(不動産関連株式が上場している場合には5%超保有する場合に限る))                      | 30%<br>(日本での法人税率) | 無     |
|              | 破綻金融機関株式<br>(金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する法令に従って、締約者が金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合のその金融機関の株式)                                | 30%<br>(日本での法人税率) | 無     |
|              | 上記以外   | 0%                | 有     |

### 3. 租税回避行為の防止規定の導入

本協定では、第26条において減免の制限(Limitation of Relief)が設けられています。この規定では、所得が生ずる基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、第10条2(配当源泉税の軽減)、第11条2(利子源泉税の軽減)、第12条(使用料源泉税の軽減)、第13条6(譲渡収益の源泉地免税)、第21条1(その他の所得の源泉地免税)の特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的とする場合には、これらの特典が与えられないものとされています。

### 4. 租税協定が日本企業に与える影響

今後の中国とのビジネスを考える上で、香港の果たす役割は極めて重要です。これまでも、日本企業が中国に投資する場合、香港の持株会社を介する方法が見受けられます。そのため、本協定により日本・香港間の税務面での課税障壁が軽減されることが期待されます。

なお、香港 - 日本間の配当は本協定により5%の軽減税率を受けられる可能性があります。日本企業が香港の持株会社を介して中国に投資している場合において、香港から日本への配当に対する源泉税率は(本協定を適用せずとも)香港の国内法上で0%とされているため、本協定による影響は特に無いものと考えられます。

(参考資料)

- ▶ 財務省 「中華人民共和国香港特別行政区との租税協定が署名されました」  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/sy221109ho.htm>

このアラートに関する追加情報等につきましては、下記までご連絡ください:

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

#### インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

|        |           |                 |                            |
|--------|-----------|-----------------|----------------------------|
| 関谷 浩一  | パートナー     | +81 3 3506 2447 | koichi.sekiya@jp.ey.com    |
| 金谷 雅子  | パートナー     | +81 3 3506 2430 | masako.kanaya@jp.ey.com    |
| 富田 千寿子 | パートナー     | +81 3 3506 2111 | chizuko.tomita@jp.ey.com   |
| 西田 宏之  | シニアマネージャー | +81 3 3506 2026 | hiroyuki.nishida@jp.ey.com |

#### ■ タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

#### ■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [Tax.Marketing@jp.ey.com](mailto:Tax.Marketing@jp.ey.com)

Ernst & Young

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20101119-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。